

健康局が発注する工事請負契約（緊急工事）に係る 比較見積見積書提出者選定の取扱いについて

健康局が発注する工事請負契約（緊急工事）については、次のとおり比較見積見積書提出者を選定します。

1 見積書提出者選定方法について

当該工事種目の経営事項審査における工事総合評価値（P点）が建築工事は650点未満、電気工事は750点未満、給排水衛生冷暖房工事は700点未満の者で次のすべてに該当する者の中から2者以上を選定します。

- (1) 健康局（平成23年度以前は健康福祉局）において平成12年度以降に選定を受けている者
- (2) 健康局（平成23年度以前は健康福祉局）に対し緊急工事を受注する意思があることを示した者

なお、上記において、経営事項審査における工事総合評価値（P点）は、大阪市入札参加有資格者名簿情報に登録されている点数とします。

2 緊急工事の受注を希望する場合の取扱いについて

大阪市入札参加資格を有し、健康局総務部経理課に対して別紙の申請書により、申請を行うものとします。

3 その他

公正性・競争性の観点から必要と認める場合等、本取扱いと異なる取扱いができるものとします。

4 実施時期

平成25年4月1日以降に発注する案件から適用します。